

総務委員会陳情関連資料

令和6年9月26日

件名	頁
1 「火葬場の経営」に関する特別区長会からの緊急要望について(報告)・・・	2

(政策経営部)

総務委員会陳情関連資料

令和6年9月26日

件名	「火葬場の経営」に関する特別区長会からの緊急要望について(報告)
所管部課名	政策経営部 政策経営課
内容	火葬場に関する動きとして、特別区長会から厚生労働大臣あてに「火葬場の経営」に関する要望が提出されたので報告する。 1 特別区長会から提出された「火葬場の経営」に関する要望について 令和6年8月26日(月)、厚生労働大臣に提出された要望書の概要は以下のとおりである。 (1) 火葬場は国民生活に必要なものであり、公共的な施設であることから、その経営においては持続性・非営利性が確保される必要のある事業である。 (2) 国の通知等では、火葬場の経営は、本来地方公共団体の実施が原則とされているが、実態としては、火葬場の経営を民間企業等が担っている例も存在する。 (3) 法の趣旨に鑑み、経営主体の如何にかかわらず、火葬場の経営が営利目的のために歪められることがないように、本事業の公益目的に則り、持続性・非営利性が確保されるべきである。 (4) 特別区は必要に応じて、特別区内で火葬場を経営する民間企業に対して適正な火葬場の経営・管理について要請するとともに、法第18条(※)の規定に基づく検査を行ってきた。 (5) 火葬場の経営主体が火葬場以外の事業を行っている場合には、公益目的に則り、他の事業との経理・会計を明確に区分(独立採算制)し、火葬業にかかる収支の透明性・非営利性が確保されている旨を許可権者へ示す義務があることを、法に規定すること。 ※法18条(墓地、埋葬等に関する法律) 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に、火葬場に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場の管理者から必要な報告を求めることができる(法19条の2により「都道府県知事」を「区長」に読み替える)。

	2 民間火葬場を所管する区の保健所による調査について 9月12日の生活衛生課長会では、「継続調査」との報告のみであった。今後、生活衛生課長会で調査結果が報告され次第、報告を行う。
--	--